

水域等利用案内

牛窓町漁業協同組合

目 次

水域等利用案内	1～9
---------	-----

申込書を作成するための説明です。

様式

様式 1-1 水域等利用申込書（新規・継続）	10
------------------------	----

最初に使用する様式です。

様式 1-2 水域等利用変更申込書	11
-------------------	----

変更があれば使用します。

様式 2-1 求積図〔水域側〕アンカーにより船尾を固定する場合	12
---------------------------------	----

様式 2-2 求積図〔水域側〕杭により船尾を固定する場合	13
------------------------------	----

様式 2-3 求積図〔水域側〕その他の場合	14
-----------------------	----

様式 3-1 求積図〔陸域側〕アンカー又は杭により船尾を固定する場合	15
------------------------------------	----

様式 3-2 求積図〔陸域側〕その他の場合	16
-----------------------	----

様式 4-1 係留施設の安全性・健全度確認申告票【係留浮標】	17～18
写真帳【係留浮標】	

様式 4-2 係留施設の安全性・健全度確認申告票【係船杭】	19～20
写真帳【係船杭】	

様式 4-3 係留施設の安全性・健全度確認申告票【栈橋】	21～22
写真帳【栈橋】	

様式 4-4 係留施設の安全性・健全度確認申告票【浮栈橋】	23～24
写真帳【浮栈橋】	

様式 4-5 係留施設の安全性・健全度確認申告票【係船柱・環】	25～26
写真帳【係船柱・環】	

写真帳【船舶】	27
---------	----

様式 5 誓約書（関係法令等の遵守）	28
--------------------	----

様式 6-1 誓約書（暴力団排除・法人用）	29
-----------------------	----

申請者が法人や団体の場合は、この様式を使用します。

様式 6-2 誓約書（暴力団排除・個人用）	30
-----------------------	----

申請者が個人の場合は、この様式を使用します。

様式 7 個人情報の取扱いに関する同意書 31
水域管理者（行政機関）へ個人情報を提供することについて同意する書類です。

様式 8 船舶所有者の同意書 32
所有権以外の権利に基づき使用している場合に必要な書類です。

様式 9 船舶共同所有者の委任状 33
船舶を共同所有している場合は、申込者である代表者以外全員の委任状が必要となります。

参考様式 提出資料確認チェックシート（新規）

資料 1 水域等一覧表

資料 2 水域等位置図・平面図

水域等利用案内

牛窓港 鹿忍地区ほか牛窓地区、黒島地区、前島地区（資料 1 及び資料 2 を参照）の港湾施設及び水域（以下「水域等」という。）の利用者を次により募集します。

利用を希望される方は、次の内容を熟読し、利用者の義務などを十分ご理解のうえ利用を申し込んでください。

なお、水域等への係留施設の設置は、利用者の責任と負担において行っていただくこととなります。

1 利用の申込ができる者

原則、以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 船舶検査（漁船以外）又は動力漁船登録（漁船）を受けた船舶の所有者又は使用者（主に操縦する者）であること。
- (2) 船舶の使用者が小型船舶操縦免許又は海技免状を保有していること。
- (3) 関係法令及び水域等の利用に関する条件（様式 10 を参照）を遵守すること。

※無動力船での利用を希望する場合は占有者にお問い合わせください。

2 利用の申込に当たっての注意事項

- (1) 船舶の所有者又は使用者が申し込んでください。

なお、所有者と使用者が異なる船舶について使用者が申し込む場合は、所有者の同意書を添付してください。

また、同一船舶を複数人で所有している場合は、代表者が申込みを行ってください。

- (2) 申込は、所定の用紙に記入の上、提出してください。なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があるなど不正行為があった場合は、申込みを無効とする場合があります。

3 利用の申込に必要な書類

申込時に準備していただく書類は、次のとおりです。

【新規申込】

①～⑩の資料を提出してください。（⑪～⑬は必要に応じて提出）

	提出書類	様式、その他
①	水域等利用申込書（新規・継続）	様式 1-1
②	求積図（水域側・陸域側）	様式 2-1～様式 2-3 様式 3-1、様式 3-2
③	係留施設の安全性・健全度確認申告票	様式 4-1～様式 4-5、写真帳
④	船舶の写真	写真帳
⑤	船舶の基本情報確認資料	舶検査証書、船舶検査手帳、登録事項証明書、動力漁船登録票
⑥	本人確認書類の写し（個人）又は法人登記簿謄本（法人）	

⑦	小型船舶操縦免許証又は海技免状の写し	
⑧	誓約書（関係法令等の遵守） 誓約書（暴力団排除 法人用・個人用）	様式 5 様式 6-1 又は様式 6-2
⑨	個人情報の取扱いに関する同意書	様式 7
⑩	船舶用賠償責任保険証書の写し	
⑪	占用料相当額減免のための確認資料	
⑫	船舶所有者の同意書	様式 8
⑬	船舶共同所有者の委任状	様式 9
※	参考様式（提出資料確認チェックシート） 申し込む際に必ず本チェックシートにより確認すること。	参考様式

①水域等利用申込書（新規・継続）（様式 1-1）

- ・新規に○を付けてください。
- ・黒太枠で囲った各項目に記入してください。

②求積図（水域側・陸域側）（様式 2-1～様式 2-3、様式 3-1、様式 3-2）

※参考図 1 及び参考図 2 を参照してください。

- ・船舶、栈橋等の係留に必要な面積をまとめて岡山県へ申請する必要がありますので、作成をお願いします。
- ・水域側、陸域側それぞれの求積図を作成して、面積を計算してください。参考図のパターンによらない場合は、実測、その他合理的な方法により利用面積を算出してください。（面積は、小数点第 2 位まで表示し、未満の端数は切り捨てとしてください。）
- ・面積計算に用いる船舶の長さ（船舶長）及び幅（船幅）は、船舶の基本情報確認資料に記載されている寸法としてください。

③係留施設の安全性・健全度確認申告票（様式 4-1～様式 4-5）

- ・施設の種類に対応した様式を使用して、健全度を確認してください。
- ・写真帳に施設の写真を適宜貼付してください。

※新規で係留施設を設置する場合は占用者に相談のうえ、設計書等を提出してください。

④船舶の写真

- ・写真帳に係留する船舶の全景写真、船舶検査済票等の番号が判別できる写真を適宜貼付してください。

⑤船舶の基本情報確認資料

- ・漁船以外の船舶については、船舶検査証書（有効期限内のもの）並びに船舶検査手帳（件名欄）の写し又は登録事項証明書
- ・漁船については、動力漁船登録票（有効期限内のもの）の写し

⑥本人確認書類の写し（個人）又は法人登記簿謄本（法人）

- ・船舶の所有者と使用者が同じ場合は、⑦の提出により省略可能
- ・共同所有の場合には、代表者の本人確認書類の写し
- ・法人の場合には、法人登記簿謄本（登記事項証明書）

⑦小型船舶操縦免許証又は海技免状の写し

- ・船舶の使用者のものを提出してください。

⑧誓約書（関係法令等の遵守）（様式 5）・誓約書（暴力団排除 法人用・個人用）（様式 6-1、様式 6-2）

- ・記載されている内容をご確認いただき、記名押印してください。

⑨個人情報の取扱いに関する同意書（様式7）

- ・記載されている内容をご確認いただき、署名してください。

⑩船舶用賠償責任保険証書の写し

- ・保険に加入している場合は提出してください。

⑪占用料相当額減免のための確認資料

- ・通船の場合、離島への通勤経路の地図など確認できるものがあれば提出してください。
※ない場合は占用者に相談してください。
- ・遊漁船の場合、遊漁船業者登録票の写し
- ・漁船の場合、動力漁船登録票の写し（⑤で提出する場合は不要）
- ・漁船又は遊漁船以外の事業用船舶の場合、海上運送法等に基づく許可書などの写し

⑫船舶所有者の同意書（様式8）

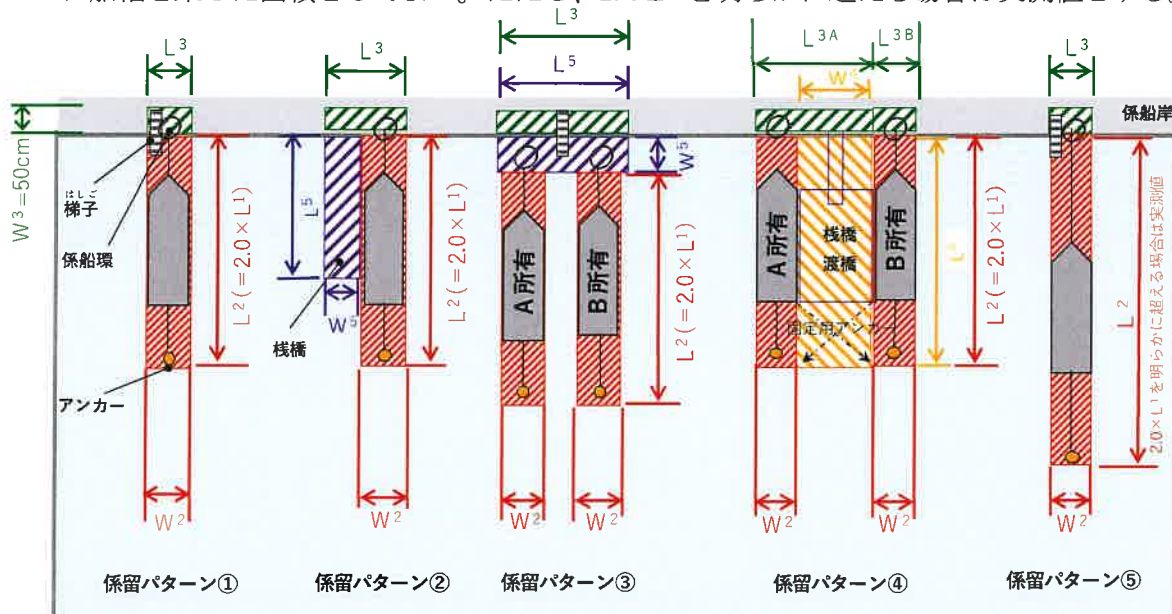
- ・船舶の所有者と使用者が異なり、使用者が申し込む場合に必要

⑬船舶共同所有者の委任状（様式9）

- ・船舶を共同所有している場合は、共同所有者全員の委任状が必要です。

参考図 1 (アンカーにより船尾を固定する場合)

※一般的にアンカーにより船尾を固定する場合、船舶、アンカー、係留索を含む長さが、船舶長の2倍(2.0L¹)以内で設置されることから、現地確認及び事務手続の軽減のため船舶の利用面積を2.0L¹に船幅を乗じた面積としてよい。ただし、2.0L¹を明らかに超える場合は実測値とする。



	長さ	幅
船舶	L^1 (船舶長)	W^1 (船舶幅)
船舶の利用面積 (水域) 	L^2	W^2
係留に係る利用面積 (陸域) 	L^3	W^3
影響範囲の面積 (水域) 	L^4	W^4
工作物の面積 (水域) 	L^5	W^5

※W³(陸域の縦幅)は、係留施設を含んだ50cm幅とし、後方の通行に支障を来さない程度とする。ただし、50cmを明らかに超える場合は、実測値によること。

■係留パターン① 通常の場合

- (1) 船舶の利用面積(水域)  $L^2 (=2.0 \times L^1) \times W^2 (=W^1)$
 (2) 係留に係る利用面積(陸域)  $L^3 (=W^1) \times W^3 (=0.5m)$

■係留パターン② 工作物(棧橋)がある場合

- | | | |
|-------------------|---|--|
| (1) 船舶の利用面積(水域) |  | $L^2 (=2.0 \times L^1) \times W^2 (=W^1)$ |
| (2) 工作物の面積(水域) |  | $L^5 (= \text{実測値}) \times W^5 (= \text{実測値})$ |
| (3) 係留に係る利用面積(陸域) |  | $L^3 (=W^1+W^5) \times W^3 (=0.5m)$ |

■係留パターン③ A所有の工作物(棧橋)があり、他者(B)も利用している場合
Aの申請

- | | |
|------------------|---|
| (1)船舶の利用面積(水域) |  $L^{2A}(=2.0 \times L^{1A}) \times W^{2A}(=W^{1A})$ |
| (2)工作物の面積(水域) |  $L^5(\text{実測値}) \times W^5(\text{実測値})$ |
| (3)係留に係る利用面積(陸域) |  $L^3(=L^5) \times W^3(=0.5m)$ |

Bの申請

- (1) 船舶の利用面積(水域) $L^{2B}(=2.0 \times L^{1B}) \times W^{2B}(=W^{1B})$

■係留パターン④ A所有の工作物(栈橋・渡橋)があり、他者(B)も利用している場合

Aの申請

- | | | |
|------------------|---|---|
| (1)船舶の利用面積(水域) |  | $L^2 (=2.0 \times L^1) \times W^{2A} (=W^{1A})$ |
| (2)影響範囲の面積(水域) |  | $L^4 (\text{実測値}) \times W^4 (\text{実測値})$ |
| (3)係留に係る利用面積(陸域) |  | $L^{3A} (=W^{1A} + W^4) \times W^3 (=0.5m)$ |

Bの申請

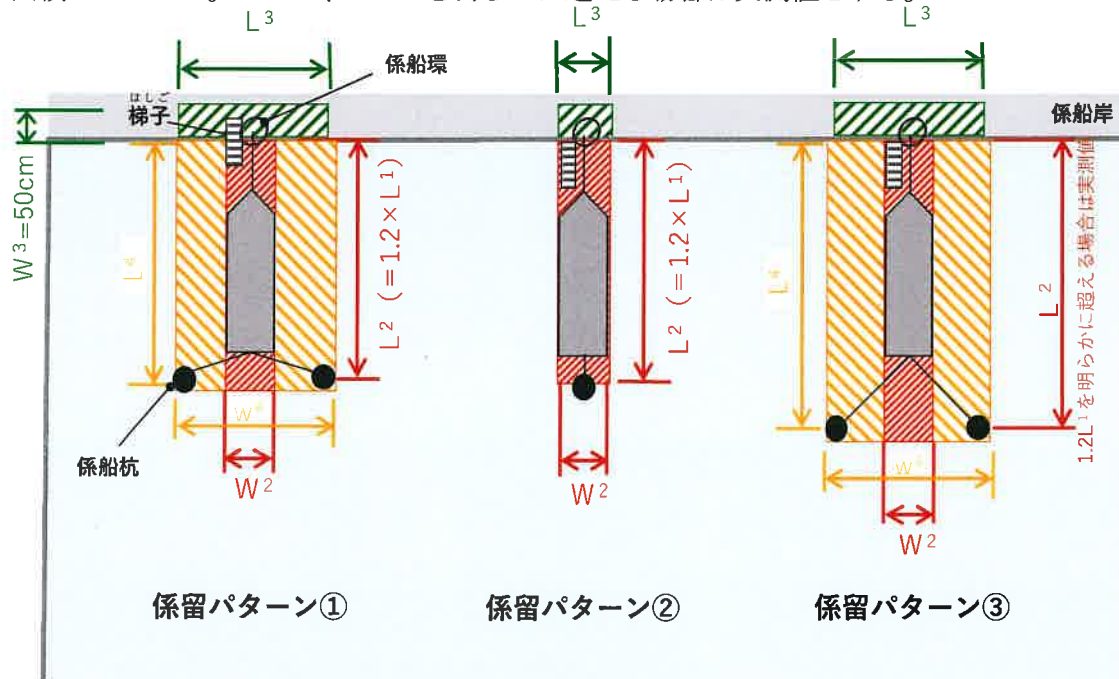
- (1)船舶の利用面積(水域)  $L^2 (=2.0 \times L^1) \times W^{2B} (=W^{1B})$
 (2)係留施設の面積(陸域)  $L^{3B} (=W^{2B}) \times W^3 (=0.5m)$

■係留パターン⑤ 船舶の利用面積の長さ(L^2)が $2.0 \times L^1$ を明らかに超える場合

- (1)船舶の利用面積(水域)  L^2 (実測値) $\times W^2$ ($=W^1$)
- (2)係留に係る利用面積(陸域)  L^3 ($=W^1$) $\times W^3$ ($=0.5m$)

参考図 2（杭により船尾を固定する場合）

※一般的に杭により船尾を固定する場合、船舶、係留索を含む長さが、船舶長の 1.2 倍 ($1.2L^1$) 以内で設置されることから、現地確認及び事務手続の軽減のため、船舶の利用面積を $1.2L^1$ に船幅を乗じた面積としてよい。ただし、 $1.2L^1$ を明らかに超える場合は実測値とする。



	長さ	幅
船舶	L^1 (船舶長)	W^1 (船舶幅)
船舶の利用面積 (水域)	L^2	W^2
係留に係る利用面積 (陸域)	L^3	W^3
影響範囲の面積 (水域)	L^4	W^4 (杭幅)

※ W^3 (陸域の縦幅) は、係留施設を含んだ50cm幅とし、後方の通行に支障を来さない程度とする。ただし、50cmを明らかに超える場合は、実測値とする。

■係留パターン① 通常の場合

- (1) 船舶の利用面積 (水域) $L^2 (=1.2 \times L^1) \times W^2 (=W^1)$
- (2) 係留に係る利用面積 (陸域) L^3 (実測値) $\times W^3 (=0.5\text{m})$
- (3) 影響範囲の面積 (水域) $L^4 (=L^2) \times (W^4 - W^2)$

■係留パターン② 係船杭が1本の場合

- (1) 船舶の利用面積 (水域) $L^2 (=1.2 \times L^1) \times W^2 (=W^1)$
- (2) 係留に係る利用面積 (陸域) $L^3 (=W^1) \times W^3 (=0.5\text{m})$

■係留パターン③ 船舶の利用面積の長さ (L^2) が $1.2 \times L^1$ を明らかに超える場合

- (1) 船舶の利用面積 (水域) L^2 (実測値) $\times W^2 (=W^1)$
- (2) 係留に係る利用面積 (陸域) L^3 (実測値) $\times W^3 (=0.5\text{m})$
- (3) 影響範囲の面積 (水域) $L^4 (=L^2) \times (W^4 - W^2)$

【利用変更申込】

(1) 水域等利用変更申込書（様式 1-2）

- ・黒太枠で囲った各項目に記入してください。
- ・新旧 2 段書き（旧が上段）としていますので、変更前と変更後の船舶の情報等を記入してください。
- ・変更理由を記入してください。

〔 事 例 〕

ア 船舶の買い換えによるもの（所有者及び係留場所は変更なし）

イ 工作物の更新により占用面積に変更が生じたもの

ウ 同地区内において係留場所を移動したことによるもの

エ 船舶所有者の変更（売買、譲渡、相続）によるもの

※ 船舶の係留場所を他の地区へ移動する場合は、退去届（様式 11）を提出してください。

この場合、移転先の水域管理者又は占用者の係留許可が得られていることが退去の前提になります。

移転先の係留許可を得ずに移動した場合は、放置艇扱いとなり罰則の対象となりますので、ご注意ください。

※ 使用を終えて船舶を処分する場合についても、退去届（様式 11）を提出してください。

(2) 求積図（水域側・陸域側）（様式 2-1～様式 2-3、様式 3-1、様式 3-2）

- ・変更に伴い占用面積に変更が生じる場合は、新たな船舶、栈橋等の面積で岡山県へ申請する必要がありますので、水域側（水面）と陸域側（陸地）それぞれの求積図を作成して、面積を計算してください。（面積は、小数点第 2 位まで表示し、未満の端数は切り捨ててください。）
- ・面積計算に用いる船舶の長さ（船舶長）及び幅（船幅）は、船舶の基本情報確認資料に記載されている寸法としてください。
- ・面積の増減により、変更後から占用料相当額を増減して徴収します。

(3) 提出資料

変更理由に応じて、【新規申込】①～⑬うち、必要な資料を提出してください。

【継続申込】

水域等利用申込書（新規・継続）（様式 1-1）

- ・継続に○を付けてください。
- ・黒太枠で囲った各項目に記入してください。（直近の申込と同じように記入してください）

4 利用料金

(1) 利用料金の額は、水域等利用承諾書（様式 10）に記載します。

【料金の構成】

利用料金（隻/年）＝（2）サービス料金＋（3）占用料相当額

(2) サービス料金

1 隻あたり年 36,300 円（基本料金＋付加価値料金）

(3) 占用料相当額

占用料相当額は、水域等利用申込書（様式 1-1）を作成の際に算定した水域面積及び陸域面積を基に算定し、利用者が支払ったものを占用者が県へ納入します。

なお、表－1 占用料相当額の徴収・減免対象表 のとおり生業、日常生活等に使用している減免対象欄①～④に該当する船舶については、占用料相当額の減免対象となりますので、次の対応をお願いします。

- ア 減免対象欄①の通船（離島と本土を通勤及び通学等、日常生活の交通手段として使用している船舶）については、水域等利用申込書（様式 1-1）の「船舶の種類」欄の「プレジャーボート（通船）」の項目を選択した上で通船利用をしていることを証明し、占有者の了承を得てください。
- イ 減免対象欄②の遊漁船については、水域等利用申込書（様式 1-1）の「船舶の種類」欄の「プレジャーボート（遊漁船）」の項目を選択し、遊漁船業者登録票の写しを提出してください。
- ウ 減免対象欄③の漁船については、水域等利用申込書（様式 1-1）の「船舶の種類」欄の「漁船」の項目を選択し、動力漁船登録票の写しを提出してください。
- エ 減免対象欄④の事業用船舶等については、水域等利用申込書（様式 1-1）の「船舶の種類」欄の「漁船又は遊漁船以外の事業用船舶」の項目を選択し、海上運送法等に基づく許可書などの写しを提出してください。

表－１ 占用料相当額の徴収・減免対象表

船 種		水域占用	陸域占用※ ³	減免対象
大区分	小区分	占用料相当額	占用料相当額	
プレジャーボート	モーターボート・ 汽船・ヨット等	徴収	徴収	—
	通船※ ¹	減免	減免(一部※ ⁴)	①
	遊漁船			②
	漁船			③
漁船又は遊漁船以外の事業用船舶※ ²				④

※¹：日常生活の交通手段として離島と本土間の移動に使用している船舶

※²：観光船、屋形船、運送用船舶等

※³：県管理以外の陸域施設を占用(又は使用)する場合は減免対象とならない場合があります。

※⁴：県管理の陸域施設でも、占用料相当額に含まれる市町村交付金相当額は減免されません。

(4) 支払方法

① (金融機関を利用する場合(初回は振込、2年目以降は自動引落し))

■初回の支払

金融機関にてお振り込みください。

振込先(銀行名) 備前日生信用金庫 牛窓支店 普通 0184689

(名義人) 牛窓町漁業協同組合 代表理事組合長 柴田 悟

(カタカナ) ウシマドチヨウギョギョウキョウトウクミアイ ダイリョウジリョウジリョウ シバタ サトル

※なお、振込手数料は利用者の負担になりますので、ご了承ください。

■次回以降の支払

・次回以降の利用料金の支払は、金融機関の自動振替により行いますので、利用を希望される方は、別途お渡しする自動振替に必要な集金代行依頼書に必要事項を記入及び押印(金融機関印)をしていただき、水域等利用申込書(様式1-1)と一緒に提出してください。

・取引可能金融機関は備前日生信用金庫のみとさせていただきます。

※なお、引落とし手数料は利用者の負担になりますので、ご了承ください。

・以後、毎年3月15日(営業日外は翌日)にご指定の口座から引き落とされますので、振替前日までに残高の確認をよろしくお願いします。

② (現金による支払の場合(金融機関を利用しない場合))

・当水域等に係る利用料金の支払方法は、現金払いも可能ですので、支払期限までに事務所で支払ってください。

5 承諾の取消しについて

次の場合は、利用承諾を取り消すことがあります。

(1) 利用者が提出した書類に虚偽の記載があったとき

(2) 法令の規定又は承諾の条件に違反する行為があったと占有者が認めたとき

(3) 港湾施設の保全、その機能の確保のため、占有者が必要と認めたとき

(4) 係留船舶の所有者が変更になったにもかかわらず、占有者から変更承諾を受けることなく水域等を利用したとき

(5) 係留船舶を所有しなくなった又は使用する権利を失ったにもかかわらず、占有者へ届け出を行っていないとき

(6) 利用料金を滞納し、占有者からの督促があったにもかかわらず当該利用料金を支払わないとき

6 その他の注意事項

(1) 利用期間

利用期間の終了期日は3年を超えない範囲で占有者が指定した日となります。

(2) 係留ステッカーの貼付

水域等の利用に当たって、占有者が交付する係留ステッカーを船舶検査済票付近などの船舶の外部から視認しやすい位置に貼付してください。

(3) 退去するとき

ア 利用期間が満了したとき、期間途中で利用を取りやめたとき又は承諾の取消しを受けるなどして施設の利用を終了したときは、退去届(様式11)に必要事項を記載し、占有者へ提出してください。また、退去の事由が移転の場合は、次の移転先の係留承諾を退去届の提出までに得てください。

イ 退去するときは、係留ステッカーを船体から取り外し、退去日までに占有者へ返却してください。

ウ 退去するときは、自ら設置した工作物を全て撤去し、原状回復してください。また、占
用者から撤去後の確認を受けてください。

(4) 利用者の個人情報について

ア 占有者は、利用者から提供を受けた個人情報を、水域等の管理以外の目的に使用しま
せん。

イ 占有者は、利用者から提出を受けた個人情報を水域管理者へ提供します。

ウ 占有者は、利用者から提供された個人情報について、内容の訂正、追加、削除等の求
めがあった場合は、速やかに応じます。

エ 水域管理者は、占有者から提供された情報を水域等の管理及び放置艇対策以外の目的
に使用しません。

(5) 船舶用賠償責任保険への加入

利用者においては、船舶用賠償責任保険への加入をお願いします。

7 申込書の提出期限及び提出方法

- ・提出期限：令和7年5月23日（金）16時厳守
- ・提出方法：「9 問合せ先・申込書提出先」へ郵送又は持参してください。

8 利用料金の入金期日

①支払期限は別途、通知した日までとします。

②現金での支払の場合は、「9 問合せ先・申込書提出先」の受付時間内です。

9 問合せ先・申込書提出先

占有者名：牛窓町漁業協同組合
(担当者：岡本)

〒701-4302

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 3909-1

TEL (0869)34-3065 FAX (0869)34-5848

※受付時間 9時～16時、定休日（土曜日、日曜日、祝日）

—以 上—

牛窓町漁業協同組合

様

令和

年

月

日

申 込 者

住所（所在地）	〒		
氏名（名称）			
生年月日（設立年月日）	年	月	日
団体にあっては 代表者氏名			
電 話 番 号			

水域等利用申込書（新規・継続）

下記の地区を利用したいので、次のとおり申し込みます。

地 区 名							
係留を希望する船舶	船舶番号又は 漁船登録番号			承諾番号 (継続の場合)			
	船舶の種類	☐ プレジャーボート ☐ プレジャーボート(通船) [利用目的:] ☐ プレジャーボート(遊漁船) ☐ 漁船 ☐ 漁船又は遊漁船以外の事業用船舶 ☐ その他[]					
		小型船舶の表示に関する事項					
		総トン数	トン	船 舶 長 (船舶の長さ)	m	船 幅 (船舶の幅)	m
		喫 水	m	※船舶の基本情報確認資料に表示されている数値を記入			
占用面積	水域面積			陸域面積			
	船 舶	m ²	工 作 物 (影響範囲)	m ²	工 作 物	m ²	
	※小数第2位まで表示（未満の端数がある場合は切り捨て）						
利用期間 (上限3年間)	年 月 日 から 年 月 日まで						
※ 基本料金	円	※付加価値料金	円	※占用料相当額	円		
※ 承諾番号			※ 係留場所				
※ 備 考				※利用	承諾・不適合		

(注) 申込者は、太枠内へ必要事項を記入すること。

記入例

牛窓町漁業協同組合

令和 〇 年 〇 月 〇 日

申 込 者

住所（所在地）	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 岡山市南区〇〇 △-×-〇
氏名（名称）	〇〇 〇〇
生年月日（設立年月日）	昭和〇年 〇月 〇日
団体にあっては 代表者氏名	
電 話 番 号	〇 8 6 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

水域等利用申込書（新規・継続）

下記の地区を利用したいので、次のとおり申し込みます。

地 区 名	〇〇港 〇-〇 〇〇地区				新規の場合は空欄	
係留を希望する船舶	船舶番号又は 漁船登録番号	27〇-〇〇〇〇〇 岡山		承諾番号 (継続の場合)		
	船舶の種類	☒ プレジャーボート ☐ プレジャーボート(通船) [利用目的:] ☐ プレジャーボート(遊漁船) ☐ 漁船 ☐ 漁船又は遊漁船以外の事業用船舶 ☐ その他[]				
	小型船舶の表示に関する事項					
	総トン数	4.8 トン	船舶長 (船舶の長さ)	6.15 m	船舶幅 (船舶の幅)	2.88 m
	喫水	0.80 m	※船舶の基本情報確認資料に表示されている数値を記入			
占用面積	水域面積			陸域面積		
	船舶	35.42 m ²	工 作 物 (影響範囲)	8.55 m ²	工 作 物	2.39 m ²
※小数第2位まで表示（未満の端数がある場合は切り捨て）						
利用期間 (上限3年間)	令和〇年 〇月 〇日 から 令和〇年 〇月 〇日まで					
※ 基本料金	円	※付加価値料金	円	※占用料相当額	円	
※ 承諾番号			※ 係留場所			
※ 備 考				※利用	承諾・不適合	

(注) 申込者は、太枠内へ必要事項を記入すること。

牛窓町漁業協同組合 様

令和 年 月 日

申 込 者

住所（所在地）	〒		
氏名（名称）			
生年月日（設立年月日）	年	月	日
団体にあつては 代表者氏名			
電 話 番 号			

水域等利用変更申込書

下記の地区の利用について変更したいので、次のとおり申し込みます。

[上段：変更前 下段：変更後]

地 区 名							
係留を希望する船舶	船舶番号又は 漁船登録番号				承 諾 番 号		
	船舶の種類		☐ プレジャーボート ☐ プレジャーボート(通船) [利用目的:] ☐ プレジャーボート(遊漁船) ☐ 漁船 ☐ 漁船又は遊漁船以外の事業用船舶 ☐ その他[]				
	小型船舶の表示に関する事項						
	総トン数	トン	船 舶 長 (船舶の長さ)	m	船 幅 (船舶の幅)	m	
		トン		m		m	
	喫 水	m	※船舶の基本情報確認資料に表示されている数値を記入				
占用面積	水域面積				陸域面積		
	船 舶	m ²	工 作 物 (影響範囲)	m ²	工 作 物	m ²	
		m ²		m ²		m ²	
	小数第2位まで表示（未満の端数がある場合は切り捨て）						
変更理由							
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで						
※ 基本料金	円	※付加価値料金	円	※占用料相当額	円		
※ 承諾番号			※ 係留場所				
※ 備 考					※変更 承諾・不適合		

(注) 申込者は、太枠内へ必要事項を記入すること。

求積図(アンカーにより船尾を固定する場合)

様式2-1

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

水域側

船舶の利用面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》 ① 通常の場合 $\frac{L^1 \text{ (船舶長)}}{L^2 \text{ (長さ)}} \times \frac{W^1 \text{ (船幅)}}{W^2 \text{ (幅)}} = \text{ } m^2$ ② L²が 2.0×L¹ を明らかに超える場合 $\frac{W^1 \text{ (船幅)}}{W^2 \text{ (幅)}} = \text{ } m^2$ ③ 上記以外の場合		《平面図》

工作物・影響範囲の面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》 ① 通常の場合 $\frac{L^5 \text{ (長さ)}}{L^5 \text{ (長さ)}} \times \frac{W^5 \text{ (幅)}}{W^5 \text{ (幅)}} = \text{ } m^2$ ② 上記以外の場合		《平面図》

求積図(杭により船尾を固定する場合)

様式2-2

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

水域側

船舶の利用面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》 ① 通常の場合 $\frac{L^1(\text{船舶長})}{L^2(\text{長さ})} \times \frac{W^1(\text{船幅})}{W^2(\text{幅})} = \text{ } m^2$ ② L²が 1.2×L¹ を明らかに超える場合 $\frac{W^1(\text{船幅})}{W^2(\text{幅})} = \text{ } m^2$ ③ 上記以外の場合		《平面図》

工作物・影響範囲の面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》 ① 通常の場合 $\frac{L^4(\text{長さ})}{L^4(\text{長さ})} \times \frac{W^4 - W^2(\text{幅})}{W^4 - W^2(\text{幅})} = \text{ } m^2$ ② 上記以外の場合		《平面図》

求積図(その他の場合)

様式2-3

水域側

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

船舶の利用面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。（未満の端数は切り捨て）
《計算式》		《平面図》

工作物・影響範囲の面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。（未満の端数は切り捨て）
《計算式》		《平面図》

求積図（アンカー又は杭により船尾を固定する場合）

様式3-1

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

陸域側

陸域の利用面積	
面積	m ² ※面積は、小数点第2位まで表示してください。（未満の端数は切り捨て）
《計算式》 ①通常の場合 W¹ (船幅) _____ × $\frac{0.5}{W^3 \text{ (幅)}}$ = _____ m² L³ (長さ) ②上記以外の場合	《平面図》

求積図（その他の場合）

様式3-2

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

陸域側

陸域の利用面積

面積	m ²	※面積は、小数点第 2 位まで表示してください。（未満の端数は切り捨て）
《計算式》		《平面図》

求積図(アンカーにより船尾を固定する場合)

様式2-1

氏名(名称)	〇〇 〇〇
団体にあつては代表者名	

水域側

船舶の利用面積

面積	35.42 m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
----	----------------------	------------------------------------

《計算式》

① 通常の場合

$$\frac{L^1(\text{船舶長})}{L^2(\text{長さ})} \times \frac{W^1(\text{船舶幅})}{W^2(\text{幅})} = \frac{(2 \times 6.15)}{2.88} = 35.424 \text{ m}^2$$

② L²が 2.0×L¹ を明らかに超える場合

$$\frac{L^1(\text{船舶長})}{L^2(\text{長さ})} \times \frac{W^1(\text{船舶幅})}{W^2(\text{幅})} = \text{ } \text{ m}^2$$

③ 上記以外の場合

《平面図》

記入例

工作物・影響範囲の面積

面積	8.55 m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
----	---------------------	------------------------------------

《計算式》

① 通常の場合

$$\frac{L^5(\text{長さ})}{L^5(\text{長さ})} \times \frac{W^5(\text{幅})}{W^5(\text{幅})} = \frac{4.5}{1.9} = 8.55 \text{ m}^2$$

② 上記以外の場合

《平面図》

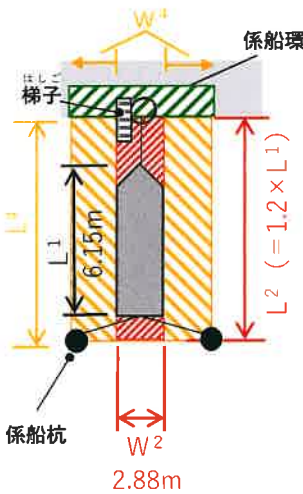
求積図(杭により船尾を固定する場合)

様式2-2

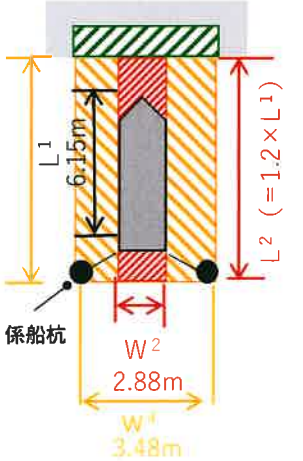
氏名(名称)	〇〇 〇〇
団体にあつては代表者名	

水域側

船舶の利用面積

面積	21.25 m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》		《平面図》
① 通常の場合		記入例 
$\frac{L^1 \text{ (船舶長)}}{L^2 \text{ (長さ)}} \times \frac{W^1 \text{ (船幅)}}{W^2 \text{ (幅)}} = \frac{21.2544}{21.25} \text{ m}^2$		
② L ² が 1.2×L ¹ を明らかに超える場合		
$\frac{L^1 \text{ (船舶長)}}{L^2 \text{ (長さ)}} \times \frac{W^1 \text{ (船幅)}}{W^2 \text{ (幅)}} = \text{ } \text{ m}^2$		
③ 上記以外の場合		

工作物・影響範囲の面積

面積	4.42 m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》		《平面図》
① 通常の場合		
$\frac{(1.2 \times 6.15)}{L^2 \text{ (長さ)}} \times \frac{(3.48 - 2.88)}{W^1 - W^2 \text{ (幅)}} = \frac{4.428}{4.42} \text{ m}^2$		
② 上記以外の場合		

求積図(その他の場合)

様式2-3

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

水域側

船舶の利用面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》		《平面図》

工作物・影響範囲の面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。(未満の端数は切り捨て)
《計算式》		《平面図》

求積図（アンカー又は杭により船尾を固定する場合）

様式3-1

氏名(名称)	〇〇 〇〇
団体にあつては代表者名	

陸域側

陸域の利用面積

面積 2.39 m² ※面積は、小数点第2位まで表示してください。（未満の端数は切り捨て）

《計算式》

①通常の場合

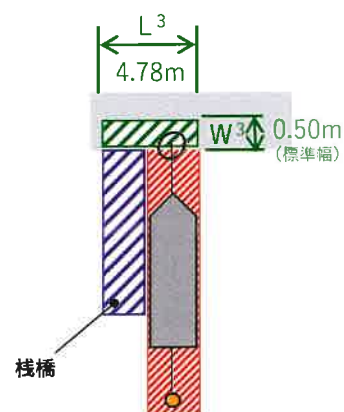
W¹(船幅)

$$\frac{4.78}{L^3(長さ)} \times \frac{0.5}{W^3(幅)} = 2.39 \text{ m}^2$$

②上記以外の場合

《平面図》

記入例



求積図（その他の場合）

様式3-2

氏名(名称)	
団体にあつては代表者名	

陸域側

陸域の利用面積

面積	m ²	※面積は、小数点第2位まで表示してください。（未満の端数は切り捨て）
《計算式》		《平面図》

係留施設の安全性・健全度確認申告票 【係留浮標】

様式4-1

下記事項について自己確認をお願いします。	自己確認	
	はい	いいえ
浮標は十分浮いた状態を保っているか。	☐	☐
振回り(回転)範囲が他船に支障のない範囲であるか。	☐	☐
アンカー・浮標・鎖等は健全な状態で対象船舶の諸元に適した重量・構造を有しているか。	☐	☐
係留施設は、対象船舶の諸元に適したものであり、部材は健全な状態か。	☐	☐
申込者は、係留施設について、所有権又は使用权を有しているか。	☐	☐

写 真 帳

全景	浮標
係留鎖等	アンカー

※撮影可能な範囲で添付

係留施設の安全性・健全度確認申告票 【係船杭】

様式4-2

下記事項について自己確認をお願いします。	自己確認	
	はい	いいえ
係船杭は健全な状態で船舶の諸元、係留隻数に適した強度を有しているか。	☐	☐
上部工を有する場合、部材が損傷、劣化していないか。	☐	☐
杭がしっかり地盤に固定されているか。	☐	☐
杭は鋼製以上の堅固な部材で製作されているか。	☐	☐
係留施設は、対象船舶の諸元に適したものであり、部材は健全な状態か。	☐	☐
申込者は、係留施設について、所有権又は使用权を有しているか。	☐	☐

写 真 帳

全景		杭（全体）	
杭（近景1）		杭（近景2）	

※撮影可能な範囲で添付

係留施設の安全性・健全度確認申告票 【棧 橋】

様式4-3

下記事項について自己確認をお願いします。	自己確認	
	はい	いいえ
棧橋の渡版の幅が十分確保され、傾き等通行に支障は無いか。	☐	☐
杭は鋼製以上の堅固な部材で製作され、地盤にしっかり固定されているか。	☐	☐
各部材がしっかり固定されているか。	☐	☐
常時水面下に沈まない高さに設置されているか。	☐	☐
係留施設は、対象船舶の諸元に適したものであり、部材は健全な状態か。	☐	☐
申込者は、係留施設について、所有権又は使用权を有しているか。	☐	☐

写 真 帳

全景		渡版	
杭		固定状況	

※撮影可能な範囲で添付

係留施設の安全性・健全度確認申告票 【浮桟橋】

様式4-4

下記事項について自己確認をお願いします。	自己確認	
	はい	いいえ
常時水面下に沈まない高さに設置されているか。	☐	☐
通行の際や波や風により大きな揺れが無いのか。	☐	☐
浮体は、船舶の諸元に見合った浮力等を有しているか。	☐	☐
係留施設は、対象船舶の諸元に適したものであり、部材は健全な状態か。	☐	☐
申込者は、係留施設について、所有権又は使用权を有しているか。	☐	☐

写真帳

全景	上部
浮体	固定状况

※撮影可能な範囲で添付

係留施設の安全性・健全度確認申告票 【係船柱・環】

様式4-5

下記事項について自己確認をお願いします。	自己確認	
	はい	いいえ
船舶の係船索の位置を勘案し適切に配置されているか。	☐	☐
係留施設は、対象船舶の諸元に適したものであり、部材は健全な状態か。	☐	☐
申込者は、係留施設について、所有権又は使用権を有しているか。	☐	☐

写真帳

全景	近景 1
近景 2	近景 3

※撮影可能な範囲で添付

写 真 帳【船舶】

全 景		船舶検査済票等	

誓 約 書（関係法令等の遵守）

牛窓町漁業協同組合 殿

水域等利用の承諾を受けた際には、関係法令、水域等利用承諾書で定める利用条件及び次の事項を遵守することを誓約します。なお、本誓約書の内容に虚偽があった場合は、利用承諾を取り消されても異議を申し立てません。

記

- 1 承諾を受けた船舶の係留に伴って当該船舶が損傷したとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任において対応し、占有者に何ら請求しません。
- 2 当該施設及び係留設備等は常に良好な状態で使用し、自らの過失により施設に損傷を生じた場合は、直ちに占有者に連絡するとともに、自らの負担で指示どおりに復旧します。
- 3 利用期間の満了等により施設の利用を終了したときは、係留に当たり自ら設置した工作物を全て撤去し、現状回復したうえで退去します。

令和 年 月 日

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、共同所有にあっては代表者の住所)

氏 名印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名、共同所有にあっては代表者の氏名)

誓 約 書（暴力団排除・法人用）

牛窓町漁業協同組合 殿

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。なお、本誓約書の内容に虚偽があった場合は、利用承諾を取り消されても異議を申し立てません。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名印

誓 約 書（暴力団排除・個人用）

牛窓町漁業協同組合 殿

私は、次のことを誓約いたします。なお、本誓約書の内容に虚偽があった場合は、利用承諾を取り消されても異議を申し立てません。

記

私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- 1 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- 2 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 3 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

(共同所有にあっては、代表者の住所)

氏 名

(共同所有にあっては、代表者の氏名)

印

様式 7

令和 年 月 日

牛窓町漁業協同組合 殿
岡山県備前県民局 殿

住所

氏名

個人情報の取扱いに関する同意書

1 個人情報の提供及び利用について

私は、水域等利用にあたって提供した私の個人情報を、水域等の管理を目的として、（占有者）が利用することに同意します。

あわせて、これらの個人情報を（占有者）が水域等管理者（行政機関）へ提供し、水域等の管理及び放置艇対策を目的として、水域等管理者が利用することに同意します。

2 個人情報の開示等について

私は、水域等利用にあたって提供した私の個人情報について、（占有者）に対して開示を請求することができるものとします。

また、これらの個人情報について、内容の訂正、追加、削除等を求めた場合、（占有者）が速やかに応じることを確認しました。

牛窓町漁業協同組合 様

令和 年 月 日

船舶所有者

住所（所在地）	〒		
氏名（名称）		印	
生年月日（設立年月日）	年 月 日		
団体にあっては 代表者氏名			
電話番号			

船舶所有者の同意書

私（当社）が所有権を有する次の船舶について、水域等利用案内2(1)により水域等利用申込書の提出を行うことに対して異議なく同意します。

記

- 1 対象の船舶の船舶番号
又は漁船登録番号

--

2 提出者

住所（所在地）	〒
氏名（名称）	
生年月日（設立年月日）	年 月 日
団体にあっては 代表者氏名	
電話番号	
提出者が当該船舶を 使用する権利関係 (○印)	1 割賦販売契約によるもの 2 リース契約によるもの 3 賃貸借によるもの 4 使用貸借によるもの 5 その他(具体的に記載してください)

様式9

牛窓町漁業協同組合 様

令和 年 月 日

委任者

住所（所在地）	〒		
氏名（名称）		印	
生年月日（設立年月日）	年 月 日		
団体にあつては 代表者氏名			
電 話 番 号			

船舶共同所有者の委任状

次のとおり委任します。

記

- 1 対象の船舶の船舶番号
又は漁船登録番号

--

- 2 受任者

住所（所在地）	〒		
氏名（名称）		印	
生年月日（設立年月日）	年 月 日		
団体にあつては 代表者氏名			
電 話 番 号			

- 3 委任事項

共同所有している船舶について、水域等利用申込書の提出に関する一切の権限

提出資料確認チェックシート（新規）

利用者名：_____

地区名：_____

提出資料

①水域等利用申込書

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 日付及び住所（所在地）、申込者氏名（法人名）、電話番号が記載されているか。 | ☐ |
| 2 船舶の諸元情報が正しく記載されているか。 | ☐ |
| 3 水域面積・陸域面積が求積図の数値と一致しているか。 | ☐ |

②求積図（水域側・陸域側）

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 水域：船舶長と船幅の数値は船舶の基本情報確認資料と一致しているか。 | ☐ |
| 2 水域：長さ・幅は正しく記載され、計算に反映されているか。 | ☐ |
| 3 陸域：長さ・幅は正しく記載され、計算に反映されているか。 | ☐ |

③係留施設の安全性・健全度確認申告票

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 自己確認を行い、確認結果を記入しているか。 | ☐ |
| 2 工作物の写真が貼付されているか。 | ☐ |

④船舶の写真

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 船舶検査済票等が確認できるか。 | ☐ |
|-------------------|--------------------------|

⑤船舶の基本情報確認資料

- | | | |
|-------------|-------------------------|--------------------------|
| 1 漁船以外の船舶 | 船舶検査証書の写し | ☐ |
| 2 漁船以外の船舶 | 船舶検査手帳（件名欄）の写し又は登録事項証明書 | ☐ |
| 3 漁船 | 動力漁船登録票の写し | ☐ |
| 4 有効期間内であるか | | ☐ |

⑥本人確認書類の写し又は法人登記簿謄本

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 本人確認書類の写し 運転免許証の写しなど | ☐ 個人 |
| 2 法人の場合 登記簿謄本又は登記事項証明書 | ☐ 法人 |

⑦小型船舶操縦免許証又は海技免状の写し

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 有効期間内であるか。 | ☐ |
|--------------|--------------------------|

⑧ 誓約書

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| 1 誓約書（関係法令等の遵守） 記名押印されているか。 | ☐ |
| 2 誓約書（暴力団排除：法人用・個人用） 記名押印されているか。 | ☐ |

⑨ 個人情報の取扱いに関する同意書

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 日付、住所及び申込者氏名が記載されているか。 | ☐ |
|--------------------------|--------------------------|

⑩ 船舶用賠償責任保険の証書の写し

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 有効期間内であるか。 | ☐ |
|--------------|--------------------------|

⑪ 占用料相当額減免のための確認資料			
1	通船	通船に利用していることを確認できる資料	☐ 必要に応じて
2	遊漁船	遊漁船業者登録票の写し	☐ 必要に応じて
3	漁船	動力漁船登録票の写し	☐ 必要に応じて
4	漁船又は遊漁船以外の事業用船舶	海上運送法等に基づく許可書などの写し	☐ 必要に応じて
⑫ 船舶所有者の同意書(船舶の所有者と使用者が異なり、使用者が申し込む場合)			
1	所有者の氏名(名称)や住所(所在地)などは正しいか。		☐ 必要に応じて
⑬ 船舶共同所有者の委任状(船舶を共同所有している場合)			
1	他の共同所有者の氏名(名称)や住所(所在地)などは正しいか。		☐ 必要に応じて
2	全員分が揃っているか。		☐ 必要に応じて

水域等一覽表

牛窓町漁業協同組合

[illegible]

Map of the Niigata Prefecture coastal area showing the locations of 10 observation points (観測点) for the Niigata Bay Water Quality Survey. The map includes labels for various locations such as Niigata City (新潟市), Niigata Bay (新潟湾), and surrounding islands like Ise Island (伊勢島) and Kuroshima (黒島). The observation points are numbered 1 through 10, with 1-10 indicating specific locations along the coast. A scale bar indicates a distance of 1000 meters, and a north arrow is present in the top right corner.

(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

平面図



縮尺 1 : 2500



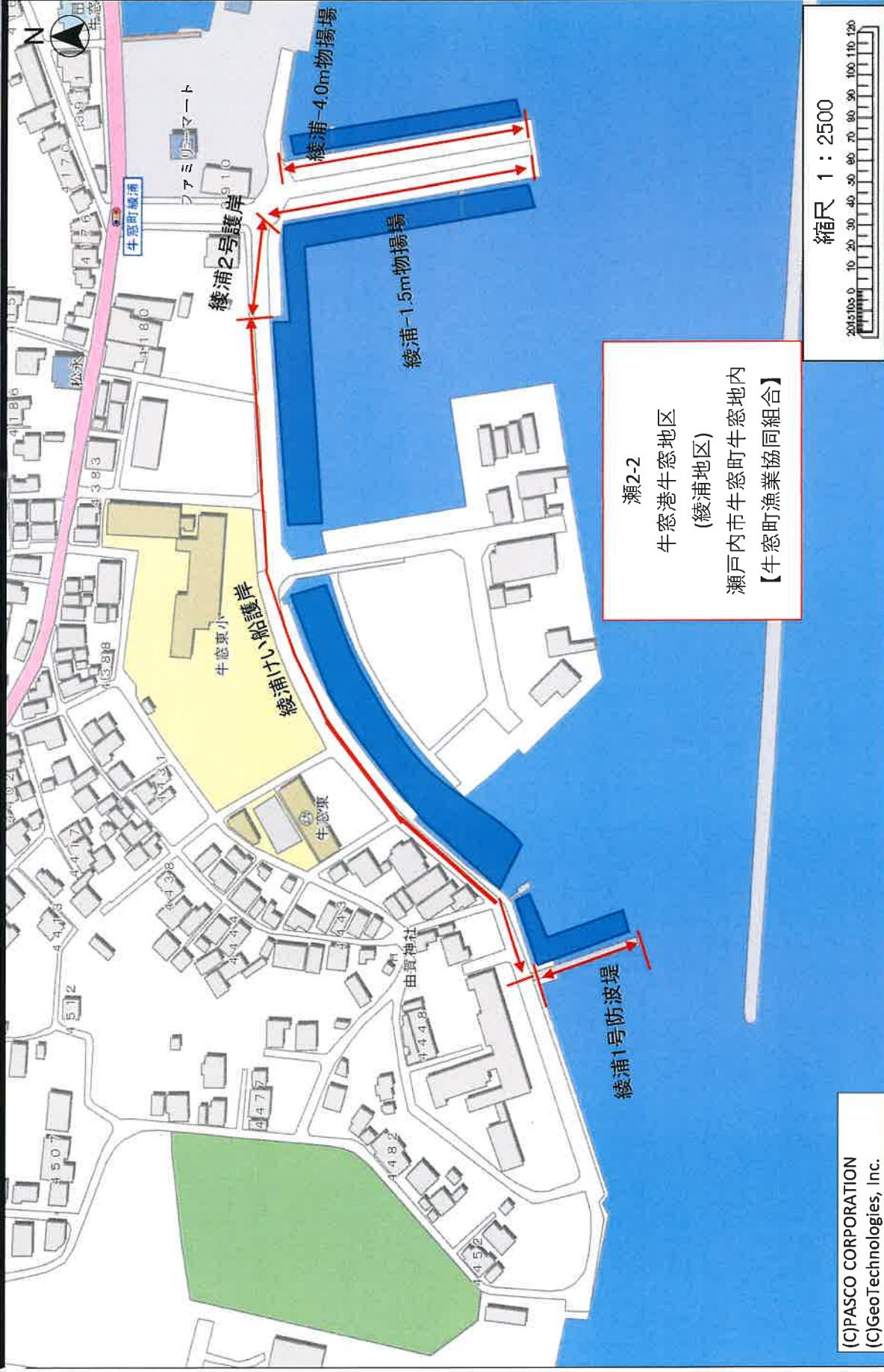
瀬1
牛窓港鹿忍地区
瀬戸内市牛窓町鹿忍地内
【牛窓町漁業協同組合】

(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

平面図



平面図



平面図



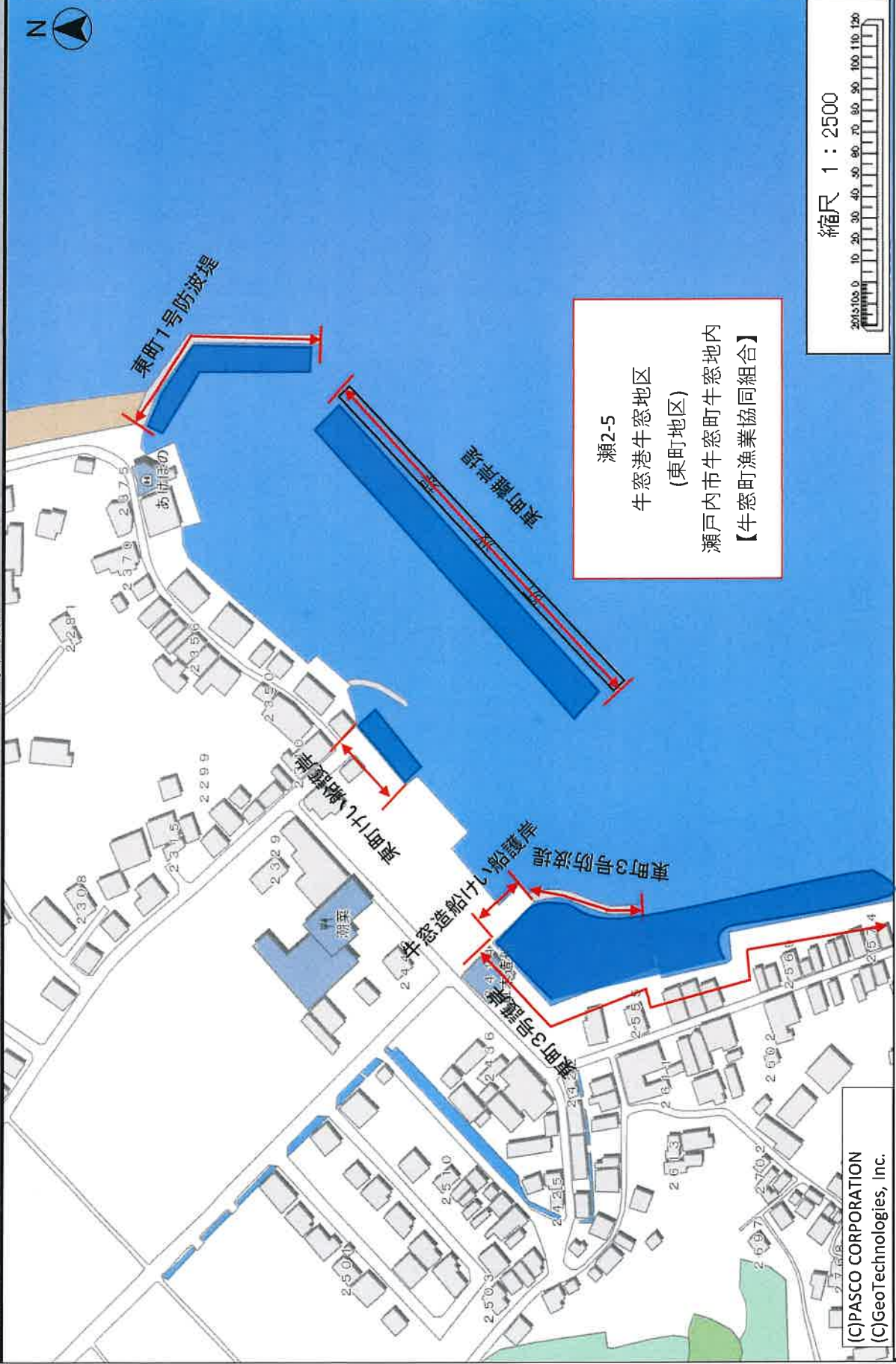
縮尺 1 : 2500

(C)IPASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

平面図



(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.



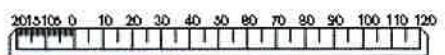




(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

窓町牛窓

縮尺 1 : 2500

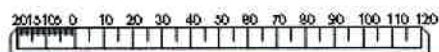






(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

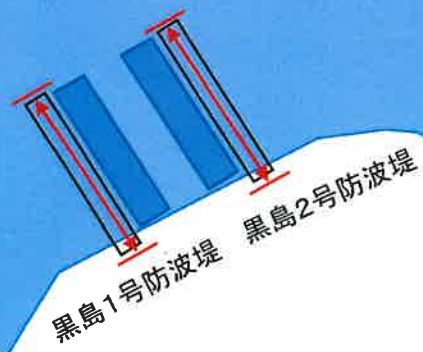
縮尺 1 : 2500



平面図



瀬3
牛窓港黒島地区
瀬戸内市牛窓町牛窓地内
【牛窓町漁業協同組合】



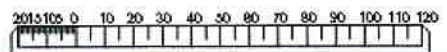
黒島

黒島古墳・貝塚

(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

青少年の島黒島

縮尺 1 : 2500



平面図



瀬4
牛窓港前島地区
瀬戸内市牛窓町牛窓地内
【牛窓町漁業協同組合】

前島北防波堤

前島防波堤1

前島西2号護岸

前島西-1.5m物揚場

瀬戸内市緑の村公舎

(C)PASCO CORPORATION
(C)GeoTechnologies, Inc.

縮尺 1 : 2500

